

## 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書

歯や口腔を健康な状態に保ち、咀嚼や口腔機能を維持・回復することは全身の健康の増進や療養・介護の QOL（生活の質）を向上させるとともに、医療費の抑制にも役立つことが「8020運動」等によって実証されている。

また多くの国民は、歯科医療について保険の効く範囲の拡大と窓口での自己負担の軽減を強く望んでいる。

しかし現実の歯科医療では、歯科診療報酬が抑制されているため、このような国民の要望に反して保険給付範囲は拡大されないまま放置されている。

2014年4月の歯科診療報酬改定では、基礎的技術評価が若干引き上げられたとはいえ、わずかな財源により、十分な評価とはなっておらず、安価な報酬で患者を長期に継続管理していく体制は一向に改善されていない。

このため歯科医師だけでなく、歯科衛生士、歯科技工士の労働環境も一段と厳しくなり、将来の歯科医療確保さえ危ぶまれる状況に陥っている。歯科衛生士については、雇用困難な状況が続き、歯科技工士も厳しい経営のため、20代の歯科技工士の8割が未就業という状況が拡大している。

このような事態を放置すれば、多くの国民の健康維持に支障をきたすだけでなく、国民医療費の節減にも逆行することになりかねない。

以上の点から、患者にとっても、歯科医療機関にとっても、保険でより良い歯科医療実現のための必要な施策を講じるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月28日

岐阜県山県市議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣